道路運送法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

_	_
登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)	道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)
沙	沙
(附則第八条関係)	(本則関係)

道路運送法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) (抄) (本則関係

目次

第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、 第一章 第七章 第六章 第五章 第四章 第三章 第二章 第二章の三 第一節 (欠格事由 第二節 一章の二 道路運送法 雑則 罰則 自家用自動車の使用(第七十八条―第八十一条) 旅客自動車運送事業(第三条—第四十三条) 総則 自動車道及び自動車道事業 (第四十七条―第七十七条) 貨物自動車運送事業 (第四十六条) の 九 | 送の適正化 旅客自動車運送適正化事業実施機関による旅客自 般貸切旅客自動車運送適正化機関の特則(第四十三条 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事 指定試験機関 業の推進 (第一条・第二条) (第八十二条―第九十五条の五) (第九十六条 -第四十三条の二十二) 改 (第四十三条の二―第四十三条の八) (第四十四条―第四十五条の十二) 第百五条 正 案 般旅客自動車運送 動車 運 目次 第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、 第六章 第五章 第四章 第二章 第一章 附則 第三章 第二章の二 第七章 第二章の三 指定試験機関 (欠格事由 (新設) (新設) 道路運送法 罰則 雑則 貨物自動車運送事業 (第四十六条) 自家用自動車の使用 自動車道及び自動車道事業 (第四十七条―第七十七条) 旅客自動車運送事業(第三条— 総則 (第一条・第二条) 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事 業の推進 (第九十六条— (第八十二条-現 (第四十三条の二―第四十三条の八) ―第九十五条の五) (第四十四条-第百五条) (第七十八条—第八十一条) 第四十三条 -第四十五条の十二) 行 (傍線の部分は改正部分) 般旅客自動車運送

事業の許可をしてはならない。

事業の許可をしてはならない。

られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日

許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せ

から二年を経過していない者であるとき。

から五年を経過していない者であるとき。

これ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せ

5

質的に支配し、 い者であるとき うとする者と国土交通省令で定める密接な関係を有する法人をい 関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受 事業を実質的に支配し、 の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業 ようとする者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式 の許可の取消しを受け、 る者として国土交通省令で定めるもののうち、 ようとする者の親会社等が株式の所有その他の事由 にある者として国土交通省令で定めるもの を実質的に支配し、 けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実 一許可を受けようとする者の親会社等」という。 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者(許可を受け が、 般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業 若しくはその事業に重要な影響を与える関係にあ 若しくはその事業に重要な影響を与える関係 その取消しの日から五年を経過していな 若しくはその事業に重要な影響を与える (以下この号において 当該許可を受けよ を通じてその 許可を受け

ら当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日か旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法(平許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業又は特定

兀

二年を経過していないものを含むなつた事項が発生した当時現にその法人の美務を執行する役員(なつた事項が発生した当時現にその法人の美務を執行する役員(なつた事項が発生した当時現にその法人の考別との財子を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の考別との財子を受ける原因とした者で当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因とした者で当該取消しの目から二年を出した者で当該取消しの日から二年を任した者で当該取消しの日から二年を任した者で当該取消しの日から二年を任した者で当該取消しの日から二年をおした者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含むた。)であるとき。

設)

による事業の廃止の届出をした者 に第三十八条第一 ないものであるとき がある者を除く。 項若しくは第二 で、 当該届出の日から五年を経過して 項又は第四十三条第八項の規定 (当該事業の廃止について相当

Ŧī. 定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相間に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規 特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの ていないものであるとき。 当の理由がある者を除く。) 許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に 日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該 査が行われた日から聴聞決定予定日 しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる 旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消 許可を受けようとする者が、 で、 第九十四条第四項の規定による検 当該届出の日から五年を経過し (当該検査の結果に基づき

年を経過していないものであるとき。 がある法人を除く。 以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止に において は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出があつた場合 第四号に規定する期間内に第三十八条第 許可を受けようとする者が、 の役員であつた者で、 同号の通知の日前六十日 当該届出の日から五 項若しくは第二項又 ついて相当の理由

当する者であるとき。 法定代理人が前各号 を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力 (第三号を除く。) 又は次号のいずれかに該

るとき。 の役員が前各号 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人 (第三号を除く。) のいずれかに該当する者であ

般貸切旅客自動車運送事業の許 可の更新

(新設)

三 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力 法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その

の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人

兀

を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 第八条 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この3 によいで、同項の期間(以下この3 によいで、同項の期間(以下この3 によいで、同項の期間(以下この3 によいで、同項の期間(以下この3 によいでは、1 によいで
- 翌日から起算するものとする。 がなされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日のがなされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日新 前項の場合において、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新
- 事業の許可の更新について準用する。 第五条から前条までの規定は、第一項の一般貸切旅客自動車運送

(運行管理者資格者証)

第二十三条の二(略)

2

- とができる。 に該当する者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないこに該当する者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないことができる。
- 日から五年を経過しない者 次条の規定により運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その
- 五年を経過しない者の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から分に違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、そ二 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処

(略

3

(事業の休止及び廃止)

止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃第三十八条 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗

第八条 削险

(運行管理者資格者証)

|十三条の二 (略)

とができる。 に該当する者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないこ2 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか

日から二年を経過しない者 水条の規定により運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その

二年を経過しない者の執行を受けることがなくなつた日からの執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から分に違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、そ二 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処

3 (略)

(事業の休止及び廃止)

止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃第三十八条 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗

臣に届け出なければならない。

2~4 (略)

(許可の取消し等)

止を命じ、又は許可を取り消すことができる。 その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停いずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号の

一・二 (略)

。 第七条第一号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき

る事業の推進 第二章の二 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関す

車運送の適正化 東運送の適正化 東運送の適正化 東軍選送適正化事業実施機関による旅客自動

(旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

第四 単に「区域」という。)ごとに、かつ、旅客自動車運送事業の種別轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域(以下この章において 業の別をいう。 令で定めるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管 正かつ確実に行うことができると認められるものとして国土交通省 (第三条第一号イからハまで及び第二号に掲げる旅客自動車運送事)として指定することができる。 般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適 旅客自動車運送適正化事業実施機関 十三条の二 旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする 国土交通大臣は、 以下この章において単に「種別」という。 国土交通省令で定めるところによ (以下「適正化機関」という) ごとに

届け出なければならない。

2~4 (略)

(許可の取消し等)

止を命じ、又は許可を取り消すことができる。その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停いずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号の

一・二 (略)

三 第七条第一号、第三号又は第四号に該当することとなつたとき

る事業の推進 第二章の二 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関す

(新設)

、旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

関(以下「適正化機関」という。)として指定することができる。関(以下「適正化機関」という。)ごとに、旅客自動車運送適正化事業実施機能区域を勘案して国土交通大臣が定める区域(以下この章において一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適当にが立て、政事・重選に関する秩序の確立に資することを目的とする第四十三条の二 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする

- 定に係る区域及び種別を公示しなければならない。は、当該適正化機関の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指2 国土交通大臣は、前項の規定による適正化機関の指定をしたとき
- ばならない。 とするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なけれとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なけれる正化機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しよう

事業)

(以下「適正化事業」という。)を行うものとする。第四十三条の三 適正化機関は、その区域において、次に掲げる事業

- この節において同じ。)に対する指導を行うこと。指定に係る種別の旅客自動車運送事業を経営する者に限る。以下に基づく命令の遵守に関し旅客自動車運送事業者(前条第一項の一輪送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律
-)を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。「項の指定に係る種別のものに限る。以下この節において同じ。」「旅客自動車運送事業者以外の者の旅客自動車運送事業 (前条第

三~五 (略)

(国土交通省令への委任)

関に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。第四十三条の八の第四十三条の二第一項の指定の手続その他適正化機

第二節 一般貸切旅客自動車運送適正化機関の特則

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定)

化機関(以下「一般貸切旅客自動車運送適正化機関」という。)の第四十三条の九」その種別が一般貸切旅客自動車運送事業である適正

定に係る区域を公示しなければならない。は、当該適正化機関の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指2 国土交通大臣は、前項の規定による適正化機関の指定をしたとき

(新設)

(新設)

(事業)

(以下「適正化事業」という。)を行うものとする。 第四十三条の三 適正化機関は、その区域において、次に掲げる事業

行うこと。 に基づく命令の遵守に関し旅客自動車運送事業者に対する指導をに基づく命令の遵守に関し旅客自動車運送事業者に対する指導を輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律

る行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。旅客自動車運送事業者以外の者の旅客自動車運送事業を経営す

三~五 (略)

(国土交通省令への委任)

関に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。第四十三条の八の第四十三条の二第一項の指定の手続その他適正化機

いては、 指定をしようとするときの第四十三条の二第 同項中「次条」とあるのは、 「次条及び第四十三条の十」 項の規定の適用につ

般貸切旅客自動車運送適正化機関の事業)

第四 十三条の十 適正化事業のほか、 般貸切旅客自動車運送適正化機関は、 次に掲げる事業を行うものとする。 その区域に

成を図るための研修を行うこと。 般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の育

するための共同施設の設置及び運営を行うこと。 駐車場その他の一般貸切旅客自動車運送事業の適正な運営に資

般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の基準)

第四 貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の申請が次の各号のいずれか に該当していると認める場合には、 てはならない。 十三条の十一 第四十三条の二第一項の規定にかかわらず、 国土交通大臣は、 同項の指定を 般

送適正化機関があること。 現に当該指定の申請に係る区域について一般貸切旅客自動車運

三第 きないおそれがある者であること。 以下この条において同じ。 申請者が 項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化事業をいう。 一般貸切旅客自動車運送適正化事業)を公正かつ適確に実施することがで (第四十三条の十

のであること。 適正化事業の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがあるも 場合には、その事業を行うことによつて一般貸切旅客自動車運送 申請者が一般貸切旅客自動車運送適正化事業以外の事業を行う

兀 申請者が第四十三条の二十第一項の規定により指定を取り消さ その取消しの日から五年を経過しない者であること。

申請者の役員で一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事する

Ŧī.

ことがなくなつた日から五年を経過しない者があること。 より罰金の刑に処せられ、 もののうちに 禁錮以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、 又はこの法律の規定に 又は執行を受ける

般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の公示等)

第四 事業」とする。 貸切旅客自動車運送適正化事業をいう。第四十三条の五第一項にお 客自動車運送適正化事業(第四十三条の十三第一項に規定する一般 該指定」と、 いて同じ。)の開始の日を公示しなければ」と、 十三条の 項中「適正化事業」とあるのは「一般貸切旅客自動車運送適正化 十三条の十二 第四十三条の二第二項中 一第二項及び第四十三条の五第 「を公示しなければ」とあるのは 般貸切旅客自動車運送適正化機関に関する第四 「並びに当該指定」とあるのは 項の規定の適用につい 「並びに一般貸切旅 第四十三条の五第

般貸切旅客自動車運送適正化事業規程)

第四 ばならない。 動車運送適正化事業の開始前に、 客自動車運送適正化事業規程」という。 動車運送適正化事業」 条の三及び第四十三条の十に規定する事業 十三条の十三 般貸切旅客自動車運送適正化機関は、 という。 国土交通大臣の認可を受けなけれ に関する規程 を定め、 (以 下 (以下 般貸切旅客自 般貸切旅客自 般貸切旅 第四十三

般貸切旅客自動車運送適正化事業規程には、 これを変更しようとするときも、 同様とする。 一般貸切旅客自動

2

を定めておかなければならない。

運送適正化事業の実施の方法その他の国土交通省令で定める事項

3 運送適正化機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができ な実施上不適当となつたと認めるときは、その一般貸切旅客自動車 正化事業規程が一般貸切旅客自動車運送適正化事業の公正かつ適確 国土交通大臣は、 第一 項の認可をした一般貸切旅客自動車運送適

(事業計画等)

第四 受けた後遅滞なく) 及び資金計画を作成し、 度 第 十三条の十四 項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、 般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画 般貸切旅客自動車運送適正化機関は、 国土交通大臣の認可を受けなければならない 当該事業年度の開始前に (第四十三条の) その指定を 収支予算 毎事業年

(新設)

これを変更しようとするときも、 般貸切旅客自動車運送適正化機関は、毎事業年度、 同様とする。 事業報告書

2 終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。 貸借対照表、 収支決算書及び財産目録を作成し、当該事業年度の

(負担金の徴収)

第四 客自動車運送事業者から、 旅客自動車運送適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、 十三条の二第一項の指定に係る区域内に営業所を有する一般貸切旅 十三条の十五 般貸切旅客自動車運送適正化機関は、 負担金を徴収することができる。 般貸切 第四

2 ならない。 金の額及び徴収方法について、 般貸切旅客自動車運送適正化機関は、 国土交通大臣の認可を受けなければ 毎事業年度、 前項の負担

3 担金の額、 業者に対し、 項の指定に係る区域内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事 当該一 般貸切旅客自動車運送適正化機関は、 納付期限及び納付方法を通知しなければならない。 般貸切旅客自動車運送適正化機関の第四十三条の二第一 その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、 前項の認可を受けたとき

4 務を負う。 般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、 般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による通知に従い 負担金を納付する義

5 (以下この条において「納付義務者」という。 第三項の規定による通知を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者 は、 納付期限まで

6 務を負う。 める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義 ら当該負担金を納付する日までの日数一日につき国土交通省令で定 にその負担金を納付しないときは、 負担金の額に納付期限の翌日か

- ることができる。 由があると認めるときは、 般貸切旅客自動車運送適正化機関は、 前項の規定による延滞金の納付を免除す 国土交通省令で定める事
- 7 促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならな でにその負担金を納付しないときは、 督促しなければならない。この場合において、 般貸切旅客自動車運送適正化機関は、 督促状により、 納付義務者が納付期限ま その期限は、 期限を指定し
- 8 その旨を報告することができる。 受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る負担金及 び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、 般貸切旅客自動車運送適正化機関は、 前項の規定による督促を 国土交通大臣に
- 9 項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることができる。 務者に対し 国土交通大臣は、 般貸切旅客自動車運送適正化機関に負担金及び第五 前項の規定による報告があつたときは、 納付義

(区分経理)

第四十三条の十六 関する経理と一般貸切旅客自動車運送適正化事業以外の事業に関す 省令で定めるところにより、 る経理とを区分して整理しなければならない。 般貸切旅客自動車運送適正化機関は、 般貸切旅客自動車運送適正化事業に 国土交通

(新設)

(新設)

一般貸

第四十三条の十七

般貸切旅客自動車運送適正化事業諮問委員会)

問委員会」という。

切旅客自動車運送適正化事業諮問委員会(以下この条において「諮

)を置かなければならない。

般貸切旅客自動車運送適正化機関には、

- 10 -

- 2 3 述 問に応じ負担金の額及び徴収方法その他 必要と認める意見を一 正化事業の実施に関する重要事項を調査審議し べることができる。 諮問委員会は、 般貸切旅客自動車運送適正化機関の代表者の諮 般貸切旅客自動車運送適正化機関の代表者に 般貸切旅客自動車運送適 及びこれらに関し
- 認可を受けて一般貸切旅客自動車運送適正化機関の代表者が任命す 般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客のうちから、 の運転者が組織する団体が推薦する者 諮問委員会の委員は、 が推薦する者 般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動 般貸切旅客自動車運送事業者が組織する 学識経験のある者及び一 国土交通大臣の

(役員の選任及び解任等)

第四 通大臣の認可を受けなければ、 客自動車運送適正化事業に従事する役員の選任及び解任は、 十三条の十八 一般貸切旅客自動車運送適正化機関の その効力を生じない。 般貸切旅 国土交

2

旅客自動車運送適正化事業に従事する役員又は職員が、 が第四十三条の十一 ことを命ずることができる。 旅客自動車運送適正化機関に対し、 したとき、 般貸切 くはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは 国土交通大臣は、 般貸切旅客自動車運送適正化事業に関し著しく不適当な行為を 旅客自動車運送適正化事業規程に違反する行為をしたとき 又はその在任により一 一第五号に該当することとなるときは、 般貸切旅客自動車運送適正化機関の 般貸切旅客自動車運送適正化機関 その役員又は職員を解任すべき この法律若 一般貸切 般貸切

(新設)

(新設)

第四

十三条の十九

国土交通大臣は、

(監督命令)

あると認めるときは、

般貸切旅客自動車運送適正化事業に関し監督上必要な命令をする

般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、

この法律を施行するため必要が

2 第四十三条の二 同一の区域に 同一の区域に 一般貸切旅客 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1	2 を 取 り 当 土 交 り 消	六 五 四 第 元 金 第 定 四 第 で 第 で に 1 十 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1	三 芸 送 道 第 第 三 第 の 四 一 2 1 2 1 3 2 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	第四十三条 機関が次 機関が次 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
は、取消した場合において新たに一前条第一点が旅客自動車運送適正はが旅客自動車運送適正が、があるもののほか、	(一般貸切旅客自動車運送適正化機関国土交通大臣は、前項の規定によりき。)	그 나트 하트 #	た 事 三条 の 十 三条 の 十 こ	指定を取り消すことができる。
よ る 連 达 が 十	運送適正化機関の指定を取り消しその旨を公示しなければならない項の規定により第四十三条の二第項の規定により第四十三条の二第	事 た の 業 事 十	によらないで一般貸切旅客自動車運送適三第一項の認可を受けた一般貸切旅客自一第二号又は第三号に該当することとなの法律に基づく命令に違反したとき。	19 機 る 一 関
○ 新たに指定を受 三条の二第一項 三条の二第一項	消した場合におこ第一項の指定	を実施しなかつたと項に違反して、負担項に違反して、負担	自動車運送適正化事制車運送適正化事	ときは、第四十三条の二第一般貸切旅客自動車運送適正化の取消し等)

(新設)

政令で定めることができる。経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において適正化事業に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する一第一項の指定を取り消した場合における一般貸切旅客自動車運送

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関に関する適用除外)

第四十三条の六及び第四十三条の七の規定は、適用しない。 衆四十三条の二十二 一般貸切旅客自動車運送適正化機関については

(聴聞の特例)

ず、聴聞を行わなければならない。

十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわら旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第又は都道府県知事若しくは市町村長がその権限に属する自家用有償旅名運送の業務の停止の命令をしようとするとき、第九十条 地方運輸局長がその権限に属する旅客自動車運送事業若し

2・3 (略)

しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若

一 (略)

。)に違反した者 ものに限り、一般乗用旅客自動車運送事業者に対するものを除く二 第二十七条第三項の規定による命令(輸送の安全の確保に係る

三~八 (略)

に処する。 第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金

一~十 (略)

十一 第十六条第二項、第十九条の二、第二十二条の二第三項若し

(新設

(亲記)

2 · 3 (略)

しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若

一 (略)

(新設)

二~七 (略)

| に処する。 | 第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金

一~十 (略)

十一 第十六条第二項、第十九条の二、第二十二条の二第三項若し

場合を含む。)、第二十七条第三項(第四十三条第五項において た者(第二十七条第三項の規定による命令に違反した者にあつて 場合を含む。)又は第八十四条第一項の規定による命令に違反し む。)、第七十三条第二項(第七十五条第三項において準用する む。)、第七十条(第七十五条第三項において準用する場合を含 準用する場合を含む。)、第三十一条、第四十一条第一項(第四 準用する場合を含む。)、第三十条第四項(第七十二条において 十三条第五項及び第八十一条第二項において準用する場合を含む くは第七項(これらの規定を第四十三条第五項において準用する)、第五十五条(第七十五条第三項において準用する場合を含 第九十七条第二号に該当する者を除く。)

十二~十四 (略)

又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者五 第三十八条第一項又は第二項の規定による届出をしないで、

十六~十九

第九十九条 その人に対して各本条の罰金刑を科する。 為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、 自動車に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行 他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

一 第九十七条 (第二号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金

九十七条の三から第九十八条の二まで 第九十六条、 第九十七条(第二号に係る部分を除く。 各本条の罰金刑 又は第

第百五条 に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 (略 五十万円以下の過料

。)、第五十五条(第七十五条第三項において準用する場合を含 準用する場合を含む。)、第三十条第四項(第七十二条において 場合を含む。)、第二十七条第三項(第四十三条第五項において 場合を含む。)又は第八十四条第一項の規定による命令に違反し む。)、第七十三条第二項(第七十五条第三項において準用する む。)、第七十条(第七十五条第三項において準用する場合を含 十三条第五項及び第八十一条第二項において準用する場合を含む 準用する場合を含む。)、第三十一条、第四十一条第一項(第四 くは第七項(これらの規定を第四十三条第五項において準用する

十二~十四 (略)

十五 第三十八条第二項の規定による届出をしないで、 届出をして、一般乗合旅客自動車運送事業を休止し、 又は廃止し又は虚偽の

十六~十九

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その ら第九十八条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほ 他の従業者がその法人又は人の業務若しくは所有し、若しくは使用 か、その法人又は人に対しても、 する自動車に関し、第九十六条、 各本条の罰金刑を科する。 第九十七条及び第九十七条の三か

第百五条 に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 五十万円以下の過料

_ __

(略)

定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者第三項、第七十九条の十、第七十九条の十一又は第九十二条の規度において準用する場合を含む。)、第六十六条第三項、第七十九条の七項において準用する場合を含む。)及び第七十五条第三項において準用する場合を含む。)、第四十三条第八項若のは第十項、第五十四条第三項(第六十七条(第七十五条第三項において準用する場合を含む。)、第二十九条(第四十三む。)、第十五条の二第五項(第三十八条第三項において準用すむ。)、第十五条の二第五項(第三十八条第三項において準用す

第十五条第四項(第四十三条第五項において準用する場合を含

四~八(略)

又は第九十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたる場合を含む。)、第十五条第三項において準用する場合を含む。)、第六十六条第三項、第七十九条の七第三項、第七十九条の七第三項において準用する場合を含む。)、第六十六条第三項、第七十九条の七第三項、第七十九条の三第三項、第二十九条(第四十三条(第七十五条第三項において準用する場合を含む。)、第十五条第四項(第四十三条第五項において準用する場合を含三、第十五条第四項(第四十三条第五項において準用する場合を含三、第十五条第四項(第四十三条第五項において準用する場合を含三、第十五条第四項(第四十三条第五項において準用する場合を含三、第十五条第四項(第四十三条第五項において準用する場合を含三、第十五条第四項(第四十三条第五項において準用する場合を含三、第十五条第四項(第四十三条第五項において準用する場合を含三、第十五条第四項(第四十三条第五項において準用する場合を含三、第十五条第四項(第四十三条第五項において準用する場合を含三、第十五条第四項(第四十三条第二項において準用する場合を含まる。)

四 ~ 礻 八

(略)

(略)	(A) (C) (D) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E	(注) (略) 百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可	、認定、指定又は技能証明の事項 課 税 標 準 税 率登記、登録、特許、免許、許可、認可)	改正案
ロ (略)	(一) 道路運送事業の許可 (一) 道路運送事業の許可 が客自動車運送事業の許可 の許可又は一般貸切旅客自動車 運送事業の許可)の一 万円 万円 が客自動車運送事業の許可)の一 万円	(注) (略) 百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可	、認定、指定又は技能証明の事項 課 税 標 準 税 率登記、登録、特許、免許、許可、認可)	現